

[事案 2024-305] 新契約取消請求

・令和7年12月22日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年9月に、自分の子を被保険者として外貨建個人年金保険を契約したが、契約時、募集人に「満期は10年だよ」と聞いたところ「そうですよ」と答えたため、10年後の71歳から年金を受け取れると思って契約したが、満期は30年後であった。本契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、契約時、パンフレットや設計書を用いて商品内容を説明しており、本契約の柔軟性として、10年間保険料を払い込むと保険料の払込停止ができることなどを説明したが、10年後に年金で受け取れるという説明はしていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約は、申立人の年齢では被保険者になることができないことから、募集人が申立人の子を被保険者として設計し、それを勧めたという経緯があるが、申立人の事情聴取の結果によれば、申立人が将来の年金受取のために契約をしようと思ったことが認められ、意向確認兼適合性確認書によれば、申立人の意向は、当初の意向も最終的な意向も「将来のための年金準備」にチェックが入っていることが認められる。
- (2)年金支払開始時には申立人は91歳になっており、これについて申立人は、事情聴取において、90歳ではもう死にそうではないか、90歳から年金を受け取るなど考えられないなどと陳述している。
- (3)募集人の事情聴取ができず、募集人が、どのような考えで被保険者を申立人の子として本契約を提案したのかを確認することはできないが、以上の事情からすれば、本契約の提案にあたり、申立人の意向把握が十分にできていたとは考えられない。